

【マイナンバーカード（保険証含む）

又は資格確認書を忘れた方、提示できない方へ】

マイナンバーカード（保険証含む）又は資格確認書「各種医療証、受給者証のみお忘れの場合も含まれます」は、初診時と月初めには必ず窓口へご提示をお願いいたします。お忘れになった（提示できない）場合、自費診療となり全額自己負担いただきますが、保険資格の確認ができ次第、差額を返金いたします（マイナンバーカード又は資格確認書を当月末までにお持ちいただけない場合、返金できなくなりますのでご注意ください）。

精算ができなかった場合は、ご自身で療養費の支給申請をお願いいたします。

記

1 マイナンバーカード又は資格確認書を忘れた（提示できない）場合：**全額自己負担**

2 返金方法

受診された日の同月内（平日 8：30～17：00）に当院へマイナンバーカード又は資格確認書と領収証をご持参下さい。当院にて差額を返金いたします。

（例）5月10日受診した場合：5月31日までであれば手続き可能

持参するもの：1）マイナンバーカード又は資格確認書（各種医療証、受給者証などの公費医療証）

2）診察券

3）領収書

※翌月以降になりますと返金対応が出来かねますのでご了承下さい。

3 精算できなかった場合

領収書、診療明細書をお持ちになり、加入している保険者へお問い合わせ下さい。

※受診された月の翌月5日以降の手続きは、次のとおりとなります。

（1）お住まいの市町村の国民健康保険に加入されている場合

⇒ご加入の市町村の国民健康保険窓口にお尋ねください。

（2）上記以外の健康保険組合（協会けんぽ・健康保険組合・共済組合・国保組合等）にご加入されている場合

⇒勤務先・事業所にお尋ねください。

※手続きの際、診療報酬明細書の提出を求められる場合があります。